

3. 私的年金の普及・拡充に向けた取組

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）の概要

企業年金制度等について、働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、個人型確定拠出年金の加入者範囲の見直しや小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務追加等の措置を講ずる。

I 概要

※DC：確定拠出年金 DB：確定給付企業年金 ★は平成27年度税制改正関係

1 企業年金の普及・拡大

- ① 事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。
- ★② 中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設。
- ★③ DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。

2 ライフコースの多様化への対応

- ★① 個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者（※）、公務員等共済加入者も加入可能とする。※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。
- ★② DCからDB等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充。

3 DCの運用の改善

- ① 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。
- ② あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。

4 その他

- ・ 企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。

II 施行期日

- ・ 2①、4は、平成29年1月1日（1③は、平成30年1月1日、4の一部は、平成28年7月1日等）
- ・ 1①②、2②、3は、公布の日から2年以内で政令で定める日

iDeCo (イデコ) 個人型確定拠出年金の概要

昨年の通常国会で成立した「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」(平成28年6月3日公布)により、平成29年1月から、iDeCoについて、第3号被保険者や企業年金加入者※、公務員等共済加入者も加入可能となった。

※企業型確定拠出年金加入者については規約でiDeCoへの加入を認めている場合に限定

➤ 個人型確定拠出年金の一層の周知を図るため、このたび愛称を決定 (平成28年9月16日)

(イデコ)
iDeCo

英語表記の **i**ndividual-type **De**fin**e**d **C**ontribution pension planから親しみやすい響きの「イデコ」としました。また、「i」には「私」という意味が込められており、自分で運用する年金の特徴が捉えられています。

※ ロゴマークについても決定(平成28年11月1日公表)



個人型確定拠出年金の愛称決定に関する記者発表会での様子

(写真は、左は橋本厚生労働副大臣、右は杉山愛氏)

➤ 確定拠出年金とは…

- 「確定拠出年金」は、**公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金**の一つ。基礎年金、厚生年金保険と組み合わせることで、**老後の所得確保の一助**となるもの。
- 確定拠出年金の仕組みは、掛金を定めて事業主や加入者が拠出し、**加入者自らが運用**し、掛金とその運用益との合計額をもとに将来の給付額が決定されるもので、**事業主が掛金を拠出する「企業型確定拠出年金」と、個人で加入する「個人型確定拠出年金 (iDeCo) 」**があります。
- 3つの税制優遇があります。 →

※運用は加入者ご自身が行う、中途での引出しに制限がある、口座管理手数料などがかかるなど、留意点があります。

**掛金が
全額所得控除**されます

例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8千円の節税効果となります。

**運用益も非課税で
再投資**されます

通常、金融商品の運用益には税金(源泉分離課税20.315%)がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税です*。

*積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在まで課税が凍結されています。

**受け取る時も
税制優遇措置**があります

一時金は「退職所得控除」、年金は「公的年金等控除」という大きな控除が受けられます。

共済加入者に対するiDeCo（イデコ）への加入促進について

- 平成29年1月から、公務員等の共済加入者もiDeCoに加入可能となったことから、総務省等と連携して、昨年8～9月にかけて、自治体等の人事担当者を集めた説明会を開催。
- 併せて、昨年12月末には、自治体等の職員向けリーフレットやQ & Aも発出済み。
- iDeCoには、掛金が全額所得控除される等の優遇措置が設けられており、老後の所得確保にもつながらることから、より多くの職員に加入していただけるよう、積極的な周知をお願いしたい。

➤ 厚労省HP上の特設ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/kyoshutsu/ideco.html>



テーマ別に探す | 報道・広報 | 政策について

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 年金 > 年金・日本年金機構関係 > 私的年金制度の概要(企業年金、個人型確定拠出年金)

iDeCo(イデコ)/個人型確定拠出年金

■ 平成29年1月から、iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入者の範囲が拡大します

■ iDeCo特設サイト「イデコガイド」

iDeCoの実施主体である国民年金基金連合会の特設サイト「イデコガイド」は下記バナーからご覧いただけます。
「iDeCoってなに?」、「iDeCoのイデコ」、「さあ、iDeCoをはじめよう!」、「よくあるご質問」等のコンテンツがあります。



■ iDeCo(個人型確定拠出年金)とは

iDeCoとは、公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金の1つです。
国民年金や厚生年金と組み合わせることで、より豊かな老後生活を送るための一助となります。

■ <一般の方向け>パンフレット

iDeCo(個人型確定拠出年金)のパンフレットです。iDeCoの概要については、こちらをご覧ください。

➤ 発出済みの職員向けリーフレット

iDeCoに加入を希望される共済等加入者の皆さまへ

iDeCo加入にあたっての流れと留意事項

- 本年6月3日に公布された確定拠出年金法等の一部を改正する法律により、平成29年1月から、**共済等加入者の方も個人型確定拠出年金(名称:iDeCo)に加入できる**ようになります。
- 加入にあたっては、以下の流れと留意事項をご理解の上、手続きをお願いします。

iDeCo 加入までの流れ

1. iDeCoの加入にあたっては、まずご希望の取扱い金融機関等(受付金融機関)から、**加入申請書・事業主証明書を入手**します。
2. 加入申請書・事業主証明書等に必要事項を記載します。
※ 加入申請書・事業主証明書の記載にあたっては、掛金の納付方法が「事業主払込」にするか、「個人払込」にするかどうかを選択していただく必要があります(注1)。
3. 事業主証明書の必要書類(年金手帳のコピー等)の提出を依頼する。その際、国民年金基金連合会へ加入申請書と必要書類を提出し、必要事項を記載していただく。加入申請書と必要書類を提出した上で、**加入申請書と事業主証明書を受付金融機関**に提出する。
4. 書類に不備がなければ、これで手続きは完了です。

注1) 「事業主払込」と「個人払込」におけるそれぞれの特徴
「事業主払込」の場合、徴収は年金の給付の際、口座の残高不足による掛金の納付遅れを防止することができます。一方、賞金の取扱いに当たっては、**遺失(盗難)のリスク**があります。また、それらを考慮して、**個人払込**を選択することもあります。
「個人払込」は、**加入者の口座の引当金**となすため、掛金の給付と発生する経費事項への影響(事業主からの「個人型確定拠出年金」の掛金支払額に引き続く)が、国民年金基金連合会において掛金を納付することができます。一方、掛金の引当金を受け付けるには、**本人の口座が必須**です。なお、口座残高が不足する場合は、掛金が引当金とされ、その月の掛金が納付できません。

注2) 「基礎年金番号等の取得及び利用の取り扱いに関する留意事項」とは「基礎年金番号等の取得及び利用の取り扱いに関する留意事項」等とは、共済組合が事業主(受取者)として加入者に対して行う取扱いに関する留意事項です。

制度の詳細は下記「お問い合わせ先」の国民年金基金連合会 お申し込みは「お問い合わせ先」の国民年金基金連合会
 相談センター <http://www.ideco-guide.jp/> 事務局 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ideco.html> 電話: 1-5316-1111

加入申込書作成時の留意事項

- (1) 加入申込書に**基礎年金番号**を記入する必要があります!
→ iDeCo加入する際には、基礎年金番号が必要になります。*(基礎年金番号は、ご自身の年金手帳や、ねんきん定期票、各種通知書などに記載されています。基礎年金番号がわからない場合は、ご自身の職場の共済組合担当にご確認いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。)
- (2) 基礎年金番号を確認できる書類(年金手帳のコピー等)の提出を求めています!
→ iDeCoに係る事務に基礎年金番号を利用することから、加入に当たっては、事業主に対して基礎年金番号を確認できる書類の提出をお願いします。
※ 年金手帳のコピー等を提出しなくても、ご自身又は事業主を通じて共済組合に基礎年金番号を確認することによってご対応いただけます。また、事業主が基礎年金番号を提出しない場合は、基礎年金番号の提出をお願いします。
→ 人事異動や退職により、異なる事業所へ異動や入社した際には、加入者は改めて**異動や入社後のiDeCo事務担当書**に対して**基礎年金番号を確認できる書類**の提出が必要となります。

掛金の給付と控除の留意事項

▶ 掛金の給付と控除(天引き)を希望する場合には、以下の事項に留意してください。

- (1) 掛金の納付(給付開始)開始時期に留意が必要!
 - 国民年金基金連合会での加入受付時期により、**掛金の給付と控除を開始する時期が異なります。**
- (2) 人事異動の際、異動月に納付する掛金は徴収されない可能性があります!
 - 人事異動の際、**異動した月に納付する掛金(前月分)が納付できない場合があります。**
 - その場合、本人の希望により、**納付できなかった月の掛金は、異動月に給付と控除することになります。**(例:4月異動で3月の納付ができなかった場合は、5月分または12月分と合わせて2か月の掛金の納付を希望できます(給付と控除による調整は5月分または12月分で行われます。))
- (3) 民間企業への異動の際、「個人払込」への変更が必要な場合があります!
 - 共済組合加入の被扶養者から民間企業等へ異動する場合、その民間企業がiDeCoの掛金の給付と控除に対応していない場合があります。その場合には、掛金の給付と控除ができませんので、「個人払込」に変更していただく必要があります。
- (4) 育児休業などを取得する際、「個人払込」への変更が必要な場合があります!
 - 育児休業や介護休業などを取得することにより、事業主からの給付と控除がなくなる場合、掛金の給付と控除ができなくなります。そのほか、育児休業中に継続して掛金を納付していない場合には、「事業主払込」から「個人払込」に納付方法を変更していただく必要があります。

記載内容は平成28年12月現在の情報です。